

離島広域活性化事業実施要領

令和 5年 4月 1日 国国離第39号

改正 令和 6年 4月 1日 国国離第105号

改正 令和 7年 4月 1日 国国離第64号

(趣 旨)

第1条 離島広域活性化事業（以下「本事業」という。）の実施については、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付）附属第Ⅱ編（交付対象事業の要件）以下（附属編）という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業の対象)

第2条 附属編表11－(2)に定める1. 定住促進住宅整備事業は、U・J・Iターン者又は一時滞在者を受け入れるために必要となる既存施設の改修等（内外装や水回り等の設備の改修、附帯施設の整備及び外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等）や、改修に必要な残置物の処分）及び新築（既存施設の改修による整備を検討した上で、新築のみでしか定住促進住宅の整備ができない場合に限る。）であること。

2 附属編表11－(2)に定める2. 定住誘引施設整備事業は、シェアオフィス等及び交流施設の整備を対象とする。

シェアオフィス等の整備については、既存施設の改修等（内外装や水回り等の設備の改修及び外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等）、Wi-Fi環境整備工事を含む。及び改修に必要な残置物の処分。以下同じ。）及び新築（既存施設の改修による整備を検討した上で、新築のみでしかシェアオフィス等の整備ができない場合に限る。）であること。

交流施設の整備（地域住民同士または地域住民と島外からの来訪者との交流を目的としたプログラムの実施に必要な施設、離島の自然を活かした島内外の交流を目的とした体験プログラムの実施の拠点となる施設および渡船施設周辺の船客待合所（トイレ施設を含む）等であって、他の補助事業の交付対象とならない施設）については、既存施設の改修等であること。また、渡船施設周辺の船客待合所（トイレ施設を含む）においては、離島振興対策実施地域と航路により連絡する地域で施設の整備を行うことができるものとする。

3 附属編表11－(2)に定める3. 流通効率化関連施設整備事業は、海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場その他これらに類する施設の整備（改築等含む。）及びこれらに附属する設備等で当該施設を構成するのに必要なものであって、離島の流通に限定して利用するものを対象とする。また、離島の流通効率化に資する場合に限り、離島振興対策実施地域と航路により連絡する地域で施設の整備等を行うことができるものとする。

4 (1) 附属編表11－(2)に定める4. 定住基盤強化事業は、以下のいずれかに該当する防災施設の整備等であること。

- ① 避難施設の整備（津波避難タワー等の避難施設整備）
- ② 防災活動拠点の改修等（廃校舎等の既存公共施設の改修、耐震化等）
- ③ 避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化
- ④ 緊急時物資等輸送施設の整備
- ⑤ 災害応急対策施設の整備（非常用電源設備、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防災情報伝達設備、高付加価値コンテナ等）（設備等のみを整備する場合を除く）
- ⑥ 感染症対策等の隔離施設への改修等（既存施設の改修、プレハブ、コンテナハウス設置等）
- ⑦ 土砂災害特別警戒区域内にある住宅の改修（擁壁整備、住宅外壁の補強等）及び建替

（２）同項（１）①～⑥に定める施設整備について、公共施設以外の施設を対象とする場合は、以下の要件に適合する場合に限る。

①については、当該施設の所有者等と都道府県又は市町村が災害時協定等の締結により、災害時には専ら地域住民等の防災用の施設として使用する旨取り決めていること。

また、①、②、④については、当該施設が地域防災計画に避難施設あるいは防災活動拠点として位置付けられること。

なお、⑥については、当該施設の所有者等と都道府県又は市町村が協定等の締結により、感染症発生時に感染症発生者の隔離施設として使用する旨取り決めていること。

（３）同項（１）⑦については、対象となる住宅が土砂災害特別警戒区域内の建築物であり、かつ、建築基準法施行令第８０条の３の規定について既存不適格である建築物であって、島内の土砂災害特別警戒区域外への移転が難しい場合に限るものであること。

５ 用地代は交付対象から除く。

６ 離島活性化交付金等事業計画に位置付けられていること。

（離島広域活性化協議会の設置）

第３条 附属編６（２）の規約は、以下の項目を定めるものとする。

- ① 名称
- ② 目的
- ③ 事業（業務内容など）
- ④ 委員（構成メンバー）
- ⑤ 役員及び職務（会長、副会長など）
- ⑥ 任期
- ⑦ 会議（審議内容など）
- ⑧ 会議の招集、運営
- ⑨ 事務局

（関係法規に基づく許認可）

第４条 本事業の実施に当たり、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）等の関係法規に基づく確認等を必要とするときは、事業実施主体者は関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(対象施設等の管理)

第5条 事業実施主体は、対象施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする（第2条（1）⑦を除く。）。

（1） 管理主体

対象施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。

なお、事業実施主体が直接管理する場合よりその対象施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同法第244条の2第1項に規定する条例の定めるところにより対象施設等を管理する場合には、その団体等に管理させることができる。

（2） 管理方法

事業実施主体は、その管理する対象施設等について、適正な管理運営を行うとともに、対象施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。

（3） 改築等に伴う手続

① 事業実施主体は、当該対象施設等を国土交通省所管補助金等交付規則の期間内において改築、改良、補修を行おうとするときは、あらかじめその旨を文書により、国土交通大臣に届け出るものとする。

② ①により届出を受けた国土交通大臣は、当該改築等の必要性を検討するものとする。

(事業実施主体が行う関係書類の整備)

第6条 関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

（1） 予算決算関係書類

予算書及び決算書

（2） 工事施工関係書類

① 入札てん末書類

② 請負契約書類

③ 工事完了届及び現場写真

（3） 経理関係書類

① 金銭出納簿

② 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、出荷伝票、荷受書及び借用証書等）

（4） 往復文書等

社会資本総合整備計画、交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

（5） 施設管理関係書類

財産管理台帳

（6） その他

(附則)

この要領は、令和5年4月1日から施行し、この要領による規定は、令和5年度予算の成立の日から適用する。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和7年4月1日から適用する。